

カカオ豆に係る農薬の残留基準の整備について

平成 22 年 1 月 27 日

1. 現状

食品中の残留農薬については、平成 18 年 5 月にポジティブリスト制度が導入され、規制が拡大されてきたところであり、現在、食品衛生法（昭和 23 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、昭和 34 年厚生省告示第 370 号「食品、添加物等の規格基準」の第 1 食品 A 食品一般の成分規格 6 及び 7 に残留基準値が定められている。

このうち、カカオ豆については、残留基準値が現在 128 の農薬について外皮を含む豆全体を検査部位として定められている。（別添参考資料のとおり）

2. 問題

カカオ豆については全量を輸入によっているが、ポジティブリスト制度を導入した後、基準値を上回る農薬が残留したカカオ豆の輸入事例が頻発した。このため、日本チョコレート・ココア協会において生産国への情報提供、適正使用に関する農家への啓発活動、輸入先国における船積み前検査の実施の依頼などの対応をとってきた。

しかしながら、その後も基準値超過事例が発生しており、平成 21 年 7 月同協会より基準の見直しの要請があった。

3. 対応案

（1）検査部位の見直し

○現行の残留基準は外皮を含む豆全体を検査部位としているが、カカオ豆の輸入量の最も多い欧州においては、2008 年 9 月に農薬の残留基準のポジティブリスト制度の導入に伴い、カカオ豆に関する農薬の残留基準について、その検査部位を可食部である「外皮を取り除いた部分」とすることとした。

○現在カカオ豆にかかる残留基準が設定されている 128 農薬のうち、26 農薬（別表 1）については、ポジティブリスト制度導入時に欧州各国の基準値を参照して基準が設定されたものであり、これらについては、欧州の検査部位の見直しを踏まえて、わが国での検査部位も可食部である「外皮を取り除いた豆」とすることとした。

○また、ポジティブリスト制導入時に一律基準までの分析が困難と考えられる農薬としてそれぞれの定量限界に相当すると考えられる値を一律基準に代わる基準として規定した70農薬（別表2）及び個別の基準値が設定されておらず、一律基準(0.01ppm)が適用されるその他の農薬についても、可食部である「外皮を取り除いた豆」を検査部位とすることとしたい。

○なお、欧州では、検査部位の明確化に伴い、これまでの各国基準値の見直しも行い、わが国が参照した別表1の26農薬のうち、11農薬については基準値を上方改訂し、10農薬については据え置き、4農薬については下方改訂し、1農薬については削除して一律基準である0.01ppmを適用することとしており、これを踏まえ、ポジティブリスト制度導入時に参考した基準値よりも低い基準値となった5農薬（カルボフラン、ダイアジノン、フィプロニル、プロパルギット及びプロモホス）については、今般の検査部位の見直しにあわせて当該残留基準値に下方改訂することとしたい。

（2）各農薬の安全性評価の実施

ポジティブリスト制度の導入時に、外国の基準値を参考して設定した基準については、順次、リスク評価に必要な資料等を収集して食品安全委員会のリスク評価を依頼しているところであり、カカオ豆にかかる残留基準値が設定されている農薬についても必要な資料の収集を進めていくこととする。

(別表1)

ポジティブリスト制度導入時にEU各国の基準値を参考して暫定基準が設定された26農薬の現行基準値とEUの現行基準値 (ppm)

	現行の 暫定基準値 (検査部位は 豆全体)	EU 現行基準値 (検査部位は 外皮を除いた豆)	
1 γ -BHC(リンデンをいう。)(γ -BHC(LINDANE))	0.1	1	△
2 DDT(DDT)	0.05	0.5	△
3 イミダクロプリド(IMIDACLOPRID)	0.05	0.05*	
4 エンドリン(ENDRIN)	0.01	0.01*	
5 カルバリル(CARBARYL)	0.1	0.1*	
6 カルボスルファン(CARBOSULFAN)	0.05	0.1*	△
7 カルボフラン(CARBOFURAN)	0.1	0.05*	▼
8 クロルピリホス(CHLORPYRIFOS)	0.05	0.1*	△
9 クロルピリホスマチル(CHLORPYRIFOS-METHYL)	0.05	0.1*	△
10 クロルフェンビンホス(CHLORFENVINPHOS)	0.05	0.05*	
11 シペレメトリル(CYPERMETHRIN)	0.03	0.1*	△
12 デメトエート(DIMETHOATE)	0.05	0.05*	
13 ダイアジノン(DIAZINON)	0.05	0.02*	▼
14 チアクロプリド(THIACLOPRID)	0.02	0.05*	△
15 チオジカルブ及びメソミル(総和として。) (THIODICARB、METHOMYL)	0.05	0.1*	△
16 テルブホス(TERBUFOS)	0.01	0.01*	
17 ビフェントリン(BIFENTHRIN)	0.1	0.1*	
18 ピリミカーブ(PIRIMICARB)	0.05	0.05*	
19 ピリミホスマチル(PIRIMIPHOS-METHYL)	0.05	0.05*	
20 フィプロニル(FIPRONIL)	0.01	0.005*	▼
21 プロパルギット(PROPARGITE)	0.05	0.02*	▼
22 ブロモホス(BROMOPHOS)	0.05	(0.01)**	▼
23 ブロモホスエチル(BROMOPHOS-ETHYL)	0.05	0.1*	△
24 ペルメトリル(PERMETHRIN)	0.05	0.1*	△
25 ホルモチオン(FORMOTHION)	0.05	0.05*	
26 モノクロトホス(MONOCROTOPHOS)	0.02	0.1*	△

* : 検出限界

** : 基準が設定されていない農作物等に残留する場合や安全性
に関する資料がない場合には0.01ppmを基準値とする。

△ : 上方改訂する基準値、▼ : 下方改訂する基準値

(別表2)

ポジティブリスト制度導入時に一律基準までの分析が困難と考えられる農薬としてそれぞれの定量限界に相当すると考えられる値を一律基準に代わる基準として規定した70農薬

		基準値 (ppm)			基準値 (ppm)
1	DBEDC	0.5	31	スルフェントラゾン	0.05
2	2,2-DPA	0.05	32	テブチウロン	0.02
3	アシュラム	0.02	33	テプラロキシジム	0.05
4	アセキノシル	0.02	34	テフルベンズロン	0.02
5	イソウロン	0.02	35	デメトン-S-メチル	0.05
6	イプロジオン	0.05	36	テレフタル酸銅	0.5
7	イマザキン	0.05	37	トリクラミド	0.1
8	イマゼタピルアンモニウム塩	0.05	38	トリクロピル	0.03
9	イミノクタジン	0.02	39	トリシクラゾール	0.02
10	エチクロゼート	0.05	40	トリネキサパックエチル	0.02
11	エトキシキン	0.05	41	トリフルミゾール	0.05
12	オキサジクロメホン	0.02	42	トリフルムロン	0.02
13	クロジナホッププロパギル	0.02	43	ニテンピラム	0.03
14	クロフェンテジン	0.02	44	ノニルフェノールスルホン酸銅	0.04
15	クロマゾン	0.02	45	バミドチオン	0.02
16	4-クロルフェノキシ酢酸	0.02	46	ヒメキサゾール	0.02
17	クロルフルアズロン	0.05	47	ピラゾリネート	0.02
18	酸化フェンブタスズ	0.05	48	フェノキシカルブ	0.05
19	ジアafenチウロン	0.02	49	フェノトリン	0.02
20	ジウロン	0.02	50	フェンピロキシメート	0.02
21	シクロキシジム	0.05	51	Sec-ブチルアミン	0.1
22	シクロプロトリン	0.02	52	フラザスルフロン	0.02
23	ジクロメジン	0.02	53	フラメトピル	0.1
24	ジチオカルバメート	0.02	54	フルオメツロン	0.02
25	ジフェンゾコート	0.05	55	フルオルイミド	0.04
26	シフルトリン	0.02	56	プロヘキサジョンカルシウム塩	0.02
27	ジフルフェンゾピル	0.05	57	プロベナゾール	0.03
28	ジフルベンズロン	0.05	58	ヘキサフルムロン	0.02
29	ジメチピン	0.04	59	ペンシクロン	0.1
30	シモキサニル	0.05	60	ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	0.02

		基準値 (ppm)			基準値 (ppm)
61	ベンスリド	0.03	66	マレイン酸ヒドラジド	0.2
62	ベンスルフロンメチル	0.02	67	ミルベメクチン	0.02
63	ペンタゾン	0.02	68	モリネート	0.02
64	ホキシム	0.02	69	リニュロン	0.02
65	ホセチル	0.5	70	ルフェヌロン	0.02

(別添)

カカオ豆にかかる農薬の残留基準（平成22年1月27日現在）

		基準値 (ppm)			基準値 (ppm)
1	γ-BHC (リンデンをいう。)	0.1	24	カルボスルファン	0.05
2	DBEDC	0.5	25	カルボフラン	0.1
3	DDT	0.05	26	グリホサート	0.2
4	2, 2-DPA	0.05	27	クロジナホッププロパルギル	0.02
5	アシュラム	0.02	28	クロチアニジン	0.02
6	アセキノシル	0.02	29	クロフェンテジン	0.02
7	アバメクチン	0.008	30	クロマゾン	0.02
8	アルドリン及びディルドリン	0.1	31	クロルピリホス	0.05
9	イソウロン	0.02	32	クロルピリホスマチル	0.05
10	イプロジョン	0.05	33	4-クロルフェノキシ酢酸	0.02
11	イマザキン	0.05	34	クロルフェンビンホス	0.05
12	イマゼタビルアンモニウム塩	0.05	35	クロルフルアズロン	0.05
13	イミダクロプリド	0.05	36	クロロタロニル	0.05
14	イミノクタジン	0.02	37	酸化フェンブタスズ	0.05
15	エチクロゼート	0.05	38	酸化プロピレン	300
16	エトキシキン	0.05	39	ジアフェンチウロン	0.02
17	エトプロホス	0.005	40	シアノ化水素	30
18	エンドスルファン	0.1	41	ジウロン	0.02
19	エンドリン	0.01	42	シクロキシジム	0.05
20	オキサジクロメホン	0.02	43	シクロプロトリン	0.02
21	オキシフルオルフェン	0.05	44	ジクロメジン	0.02
22	カルバリル	0.1	45	ジクロルボス及びナレド	0.5
23	カルフェントラゾンエチル	0.1	46	ジチオカルバメート	0.02

		基準値 (ppm)			基準値 (ppm)
47	ジフェンゾコート	0.05	72	トリネキサパックエチル	0.02
48	シフルトリン	0.02	73	トリフルミゾール	0.05
49	ジフルフェニカン	0.002	74	トリフルムロン	0.02
50	ジフルフェンゾピル	0.05	75	二臭化エチレン	N. D.
51	ジフルベンズロン	0.05	76	ニテンピラム	0.03
52	シペルメトリン	0.03	77	ノニルフェノールスルホン酸銅	0.04
53	ジメチピン	0.04	78	バミドチオン	0.02
54	ジメトエート	0.05	79	パラコート	0.05
55	シモキサニル	0.05	80	ビアラホス	0.004
56	臭素	50	81	ビオレスメトリン	0.1
57	スルフェントラゾン	0.05	82	ビフェントリン	0.1
58	ダイアジノン	0.05	83	ピペロニルブトキシド	8
59	チアクロプリド	0.02	84	ヒメキサゾール	0.02
60	チオジカルブ及びメソミル	0.05	85	ピラゾリネート	0.02
61	テブチウロン	0.02	86	ピリミカーブ	0.05
62	テプラロキシジム	0.05	87	ピリミホスマチル	0.05
63	テフルベンズロン	0.02	88	ピレトリン	1
64	デメトン-S-メチル	0.05	89	ピンドン	0.001
65	デルタメトリン及びトラロメトリ ン	0.05	90	フィプロニル	0.01
66	テルブホス	0.01	91	フェニトロチオン	0.1
67	テレフタル酸銅	0.5	92	フェノキシカルブ	0.05
68	トリアゾホス	N. D.	93	フェノトリン	0.02
69	トリクラミド	0.1	94	フェノブカルブ	0.02
70	トリクロピル	0.03	95	フェンチン	0.1
71	トリシクラゾール	0.02	96	フェンピロキシメート	0.02

		基準値 (ppm)			基準値 (ppm)
97	Sec-ブチルアミン	0.1	113	ベンスリド	0.03
98	フッ化スルフリル	0.2	114	ベンスルフロンメチル	0.02
99	フラザスルフロン	0.02	115	ベンタゾン	0.02
100	フラメトピル	0.1	116	ホキシム	0.02
101	フルオメツロン	0.02	117	ホセチル	0.5
102	フルオルイミド	0.04	118	ホルモチオン	0.05
103	ブロディファコウム	0.001	119	マラチオン	0.5
104	プロパルギット	0.05	120	マレイン酸ヒドラジド	0.2
105	プロヘキサジオンカルシウム 塩	0.02	121	ミルベメクチン	0.02
106	プロベナゾール	0.03	122	メタラキシル及びメフェノキサム	0.2
107	ブロモホス	0.05	123	モノクロトホス	0.02
108	ブロモホスエチル	0.05	124	モリネート	0.02
109	ヘキサフルムロン	0.02	125	リニュロン	0.02
110	ペルメトリン	0.05	126	リン化水素	0.01
111	ベンシクロン	0.1	127	ルフェヌロン	0.02
112	ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン	0.02	128	ワルファリン	0.001